



三重県公報

平成28年6月3日（金）

第 2806 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
383	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
384	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
385	広域連合の規約を変更した旨の届出	(市町行財政課)	2
386	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全課)	2
387	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
388	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	4
389	同伴	(同)	4
390	県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(県土整備総務課)	5
391	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地及び当該指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした判定の業務の変更	(建築開発課)	5
	公 告		
	三重県個人情報保護条例の規定による平成27年度における運用状況の公表	(情報公開課)	6
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	8
	同伴	(同)	9
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	(担い手支援課)	9
	土地改良事業の工事の完了	(農地調整課)	9
	争議行為を行う旨の通知	(雇用対策課)	10
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	10
	都市計画の変更案の縦覧	(都市政策課)	10

告 示

三重県告示第 383 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

医 療 機 関 の 種 別	医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	標 ぼう して いる 診 療 科 目	担 当 し よ う と する 医 療 の 種 類	指 年 月 日 定
薬局	健やか薬局 高野尾店	津市高野尾町 633-105		薬局	平成 28 年 5 月 1 日
薬局	イオン薬局津店	津市桜橋 3-446		薬局	平成 28 年 6 月 1 日

三重県告示第 384 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

医 療 機 関 の 種 別	医 療 機 関 の 名 称	医 療 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地		標 ぼう して いる 診 療 科 目	担 当 し よ う と する 医 療 の 種 類	変 年 月 日 更
		変 更 前	変 更 後			
薬局	ココカラファイン薬局四日市医療センター前店	東洋薬局四日市医療センター前店	ココカラファイン薬局四日市医療センター前店		薬局	平成 28 年 4 月 1 日

三重県告示第 385 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、事務所の位置の変更に伴い規約を変更した旨、紀北広域連合から届出がありました。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県告示第 386 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 13 年 6 月 22 日 第 1 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事理事長 高村憲治	三重県津市一色町 211 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
西坂國雄	三重県津市河芸町千里ヶ丘 50-3	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2313183
服部正哉	三重県津市雲出本郷町 1294	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2314154

駒田喜彦	三重県津市久居野村町 752-21	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2315176
大塔正晃	三重県津市半田 3336-19	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2316206

三重県告示第 387 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 28 年 6 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ぎゅーとらラブリー伊賀西明寺店
伊賀市西明寺字大澤 1896 番 2 ほか 21 筆
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 t r i d e	伊勢市西豊浜町 655 番地 18	清水 明

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ぎゅーとら	伊勢市西豊浜町 655 番地 18	清水 秀隆
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦
未定	未定	未定

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成 28 年 12 月 29 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,605 m²
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場 1	90 台	縦覧による
駐車場 2	23 台	縦覧による
合計	113 台	

- 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	74 台	縦覧による
合計	74 台	

- 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	30 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	24 m ²	縦覧による
荷さばき施設 3	24 m ²	縦覧による
合計	78 m ²	

- 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物等保管施設	容 量	位 置
廃棄物等保管施設 1	18.00 m ³	縦覧による
廃棄物等保管施設 2	4.50 m ³	縦覧による
廃棄物等保管施設 3	5.40 m ³	縦覧による
合計	27.90 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ぎゅーとら	午前 7 時	午後 10 時
株式会社キリン堂	午前 9 時	午後 10 時
未定	午前 9 時	午後 10 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場 1	2 箇所	縦覧による
駐車場 2	2 箇所	縦覧による
合計	4 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

平成 28 年 4 月 28 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 6 月 3 日から同年 10 月 3 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 388 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の住所及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 6 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー大黒田店

松阪市大黒田町字西出 1248 番ほか 1 筆

2 松阪市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 6 月 3 日から同年 7 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 389 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称、大

規模小売店舗を設置する者の名称並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更) に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターパロー松阪店
松阪市松崎浦町字下権現前 99 番 2 ほか 63 筆
- 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 28 年 6 月 3 日から同年 7 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 390 号

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

県土整備部関係補助金等交付要綱（平成 14 年三重県告示第 616 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 4 号の項を削り、第 5 号の項を第 4 号の項とし、第 6 号の項から第 15 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 16 号の項を削り、第 17 号の項を第 15 号の項とし、第 18 号の項から第 20 号の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の県土整備部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 28 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 391 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地及び当該指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした判定の業務を次のとおり変更しましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 1 項及び第 4 項の規定により公示します。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

機 関 の 名 称	機 関 の 住 所	業 務 区 域	業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地		行わせることとした判定の業務		変 更 年 月 日
			変更前	変更後	変更前	変更後	
一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目 7 番 2 号	三重県全域	東京都千代田区富士見二丁目 7 番 2 号	東京都千代田区富士見二丁目 7 番 2 号 愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人ベターリビングの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人ベターリビングの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物	平成 28 年 6 月 1 日

					2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物	2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が5千平方メートルを超える建築物（愛知県内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物	
--	--	--	--	--	--	--	--

公 告

三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号。以下「条例」という。）第66条の規定に基づき、平成27年度における運用状況を次のとおり公表します。

平成28年6月3日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 個人情報取扱事務登録簿への登録の状況

（平成28年3月31日現在）

実 施 機 関	登録事務数
知事	970
防災対策部	(27)
戦略企画部	(10)
総務部	(37)
健康福祉部	(360)
環境生活部	(148)
地域連携部	(57)
農林水産部	(147)
雇用経済部	(51)
県土整備部	(128)
出納局	(5)
議会	4
教育委員会	76
公安委員会	2
警察本部長	95
選挙管理委員会	28
人事委員会	14
監査委員	8
労働委員会	11
収用委員会	6
海区漁業調整委員会	5
内水面漁場管理委員会	3
企業庁長	18
病院事業庁長	19
公立大学法人三重県立看護大学	35

地方独立行政法人総合医療センター	18
計	1,312

() : 内数

2 自己を本人とする保有個人情報の請求等の件数

	開示請求	訂正請求	利用停止等請求
請求件数	19,954	0	0
不服申立て件数	0	0	0

3 開示請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

		来 庁				送付	ファクシミリ	合計
		総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計			
書面による請求	試験結果以外	51	17	393	461	2	1	464
	試験結果	109	0	298	407	8	0	415
口頭による請求（試験結果）		810	0	18,265	19,075			19,075
計		970	17	18,956	19,943	10	1	19,954

注 1 「口頭による請求」とは、条例第 27 条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。

2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。

3 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部情報公開室等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては各地域機関等、各警察署等、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人総合医療センターで受け付けた件数です。

(2) 決定等の状況

区 分		決定の内訳						取下げ等	合計
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	小計		
書面による請求	試験結果以外	322	112	3	32	4	473	3	476
	試験結果	302	106	0	0	0	408	7	415
口頭による請求（試験結果）		19,075	0	0	0	0	19,075	0	19,075
計		19,699	218	3	32	4	19,956	10	19,966

注 1 「口頭による請求」とは、条例第 27 条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。

2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。

3 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関		書面による請求		口頭による請求 (試験結果)	計
		試験結果以外	試験結果		
知事		268	0	113	381
	防災対策部	(0)	(0)	(0)	(0)
	戦略企画部	(24)	(0)	(0)	(24)
	総務部	(2)	(0)	(2)	(4)
	健康福祉部	(39)	(0)	(104)	(143)
	環境生活部	(13)	(0)	(0)	(13)
	地域連携部	(3)	(0)	(0)	(3)
	農林水産部	(120)	(0)	(0)	(120)

	雇用経済部	(4)	(0)	(5)	(9)
	県土整備部	(63)	(0)	(2)	(65)
	出納局	(0)	(0)	(0)	(0)
議会		1	0	0	1
教育委員会		2	338	7,397	7,737
公安委員会		2	0	10,807	10,809
警察本部長		68	0	1	69
選挙管理委員会		0	0	0	0
人事委員会		0	0	754	754
監査委員		2	0	0	2
労働委員会		0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0
企業庁長		0	0	0	0
病院事業庁長		2	0	3	5
公立大学法人 三重県立看護大学		0	70	0	70
地方独立行政法人 総合医療センター		128	0	0	128
計		473	408	19,075	19,956

() : 内数

注 1 「口頭による請求」とは、条例第 27 条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。

2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。

- 4 訂正請求の状況 請求なし
 5 利用停止等請求の状況 請求なし
 6 不服申立ての状況 請求なし

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 28 年 7 月 25 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 28 年 5 月 14 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称
特定非営利活動法人 人材育成センター
- (2) 代表者の氏名
日紫喜 良守
- (3) 主たる事務所の所在地
四日市市安島一丁目 2 番 5 号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、求職者等や子育て等のために仕事を中断していた女性、又、若者無業者等が社会に再チャレンジするための能力開発に関する事業を行い、もって社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 28 年 7 月 25 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 28 年 5 月 18 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 共栄しらとりの会

(2) 代表者の氏名

島田 進

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市西日野町 4059 番地 14

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者が地域で明るく楽しい生活を送ることができるように、地域生活支援に関する事業を行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
水谷 清人	桑名市長島町上坂手 803	桑名市長島町千倉上の割 74 ほか 1 筆
農事組合法人 星の郷	松阪市星合町 513-4	松阪市星合町字畑田 1569-1
株式会社 古御門ライス	松阪市八重田町 788 番地 4	松阪市嬉野森本町字花垣内 2226 ほか 2 筆
株式会社 十八共生会	松阪市中ノ庄町 1446-1	松阪市中ノ庄町字四ツ橋 290
農事組合法人 サンライズ嬉野	松阪市嬉野田村町 329-1	松阪市嬉野田村町字宮田 864 ほか 7 筆
小林 誠	度会郡玉城町中楽 311 番地	度会郡玉城町妙法寺内こうのき 51-3 ほか 1 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

平成 28 年 6 月 3 日から平成 28 年 6 月 16 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
県営農地防災事業（ため池整備工事一般型）小規模	池の谷溜池地区	平成 28 年 3 月 31 日

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、平成 28 年 5 月 27 日、三重一般労働組合及び三重一般労働組合鈴鹿さくら病院分会から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 事件
2016 年春闘要求等の早期解決について
- 2 日時
平成 28 年 6 月 7 日午前 0 時以降問題解決の日時まで
- 3 場所
鈴鹿さくら病院の全職場又は一部の職場
- 4 概要
あらゆる形の争議行為及び妨害排除のための一切の争議行為

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

第 1

- 1 作業種類
基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）
- 2 作業期間
平成 28 年 6 月 13 日から平成 29 年 2 月 24 日まで
- 3 作業地域
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

第 2

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間
平成 28 年 6 月 13 日から平成 29 年 2 月 24 日まで
- 3 作業地域
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成 28 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画道路
3・4・16 号国道 1 号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び四日市市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間

平成 28 年 6 月 3 日から同月 17 日まで

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
